小中一貫教育校警固屋学園合同企画会議要綱

（目的）
第１条　警固屋学園における学校運営及び小中一貫教育を推進するため，合同企画会議（以下「企画会議」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　企画会議は，次に掲げる事項について協議する。
（１）警固屋学園の学校運営に関すること
（２）警固屋学園の教育課程に関すること
（３）警固屋学園の小中連携事業に関すること

（組織）
第３条　企画会議に委員及び代表を置く。
２　委員は，警固屋小学校及び警固屋中学校の校長，教頭，統括主任，教務主任，研究主任及び小中一貫教育推進コーディネーターをもって充てる。
３　代表は，警固屋学園長を充て，企画会議を統括する。
４　オブザーバーとして，呉市教育委員会学校教育課小中一貫教育指導係の職員を充てる。

（企画会議）
第４条　企画会議は代表が召集する。
２　代表は，必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。
３　代表は，必要に応じて当該委員の中から代表が指名した者で構成する会議を開催することができる。

（事務局）
第５条　企画会議の事務局は，警固屋学園長の所属する学校に置く。

（その他）
第６条　この要綱に定めるもののほか，企画会議の運営に必要な事項は，代表が別に定める。

附　則
この要綱は，平成２１年６月１日から実施する。
改　正
平成２２年４月９日に一部改正する。